

わが町PRバス運行支援制度とは

農村部の市町・集落等が、交流活動を通じて自らの地域をPRすることを目的として、一般の参加者を募集してバス等ツアーを催行する場合、県がバス等経費の一部を助成する制度です。

1 この制度を利用できる方

- この制度の利用対象：県内の市町、集落もしくは交流活動を通じて自らの地域をPRしようとする団体
- 利用台数：制限はありません。

※ 利用できない団体

- ・宗教、政治活動を目的とする団体。
- ・企業、学校等の団体。
- ・バス等借上経費を県・市町等の公費助成を受ける（一部助成を含む）団体。

なお、年度内の同一団体の複数回利用は可能ですが、できるだけ多くの団体に利用していただくため、受付（承認）の制限をする場合があります。

2 旅行の条件

(1) 旅行の形態

わが町PRバスの運行は、**旅行者と提携して実施しなくてはなりません。**（募集型企画旅行となり、旅行業法の適用を受けるため。旅行者から単にバス等を借り上げるだけでは、本制度の利用は認められません。）

(2) 旅行の内容

自らの地域におけるイベント、農林水産物、文化などを広く紹介するもので、次のア～ウのいずれかを内容とした旅行。

- ア 田植え、稲刈り、里山の下草刈り、地引網等の農林漁業の体験
- イ 観光イベントや地域おこしイベントへの参加
- ウ その他農山漁村の景観や文化を広くPRするもの

(3) 行程

「日帰りコース」または「宿泊コース（県内宿泊に限る）」

(4) 催行人数

20人以上（当日の参加者が20人未満となった場合は、助成の対象外。）

(5) 利用バス

貸切バス（船を含む）を、この旅行を主催する旅行者が借り上げること。

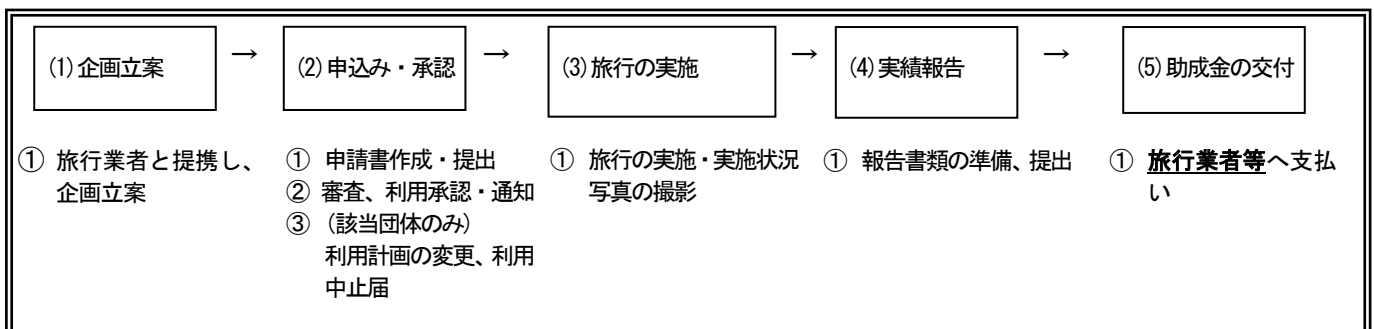
3 助成金額

バス1台につき、「日帰りコース」：2万5千円、「宿泊コース」：5万円 ※船もこれに準ずる。

（ただし、バス借上経費（消費税、通行料、駐車料、ガイド料等を除く）がこれを下回る場合は、そのバス借上経費が上限とする。また、同一行程でバスと貸切船を利用した場合は、いずれか一方を対象に助成する。）

4 企画立案、申込から助成金の交付まで

【手続きの流れ】



(1)から(5)について、以下に詳細を記載していますので、対応する番号の箇所をご確認ください。

(1) 企画立案

- ① 旅行の企画立案
補助要件を確認のうえ、旅行業者と提携し、日程、内容等旅行の企画を立案すること。

(2) 申込み・承認

- ① 申込書の提出（原則として、**参加者の募集をしようとする日（催行日ではない）の10日前**まで）以下の書類を郵送又は持参により提出してください。
 - ア. わが町PRバス利用申込書
 - イ. 旅行企画書（募集用チラシ添付を添付すること）
 - ウ. バス等経費見積書（コピー可）

送付先：〒650-0011 神戸市中央区下山手通 5-7-18
公益社団法人 ひょうご農林機構 地域づくり課（都市農村交流バス担当） まで
TEL (078)361-8131 FAX (078)361-8128

※令和3年4月より、上記の送付先に変更されましたのでご注意ください。

◎ 申込の受付期間

申込は先着順で受付します。

利用年月日（催行日）	募集開始日
令和4年4月1日～5年3月10日	令和4年3月1日

- ② 審査、利用の承認・通知
 - ・ 受付順により申込書の内容を審査し、利用承認を決定します。なお、3月下旬以降に承認書を発行します。
（申込者の概要や活動内容、旅行企画等がわかる資料を提出していただく場合があります。）
 - ・ 利用を承認した団体には、利用承認書及び報告関係書類（旅行実施報告書、助成金請求書ほか）を送付します。
 - ・ 不承認となった団体にも、その旨通知します。
- ③ 利用計画の変更、利用中止の場合について（該当する団体のみ）
 - ・ 利用計画の変更
やむを得ない事情により、当初に申請された利用計画の変更を行おうとする場合、すみやかに**利用変更届**を提出してください。その際、変更内容がわかる資料を添付してください。
なお、軽微な変更（参加人数の変更や、助成金額の変更を伴わないバス等借上経費の変更）の場合には、利用変更届の提出を省略できます。
 - ・ 利用の中止
下記の場合は、すみやかに**利用中止届**を提出してください。
 - ア やむを得ない事情により旅行を取りやめる場合
 - イ 参加人数の減などバス等利用条件を満たさなくなった場合
 - ウ バス台数が減少となる場合（例：バス台数が2台から1台に減少する場合は、減少する1台について利用中止届をお願いします）

(3) 旅行の実施・実施状況写真の撮影

- ① 実施状況写真の撮影
催行旅行時の実施状況が確認できる写真を撮影すること。（3枚程度提出。）

(4) 実績報告

- ① 報告書類の準備、提出
以下の4つの書類を準備し、**旅行終了後1ヶ月以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日**に提出すること。なお、写真は返却しません（PR等で活用する場合があります）のでご了承ください。
 - ア. わが町PRバス実施報告書
 - イ. 助成金請求書（助成金受領権限委任状）
 - ウ. バス等借上費用がわかる次のいずれかの書類
 - a バス運行証明書（コピー可）又はそれに準ずる書類（※ひょうご農林機構理事長あてのもの）
 - b 旅行業者からバス会社等に支払ったバス等借上代金が明記された領収書（コピー可）又はそれに

準ずる書類

- c. 申請者（企画者）から旅行業者等に支払ったバス等借上代金の明記された領収書（コピー可）又はそれに準ずる書類

（ただし、**cの場合、バス等借上代金から助成予定額を差し引いた金額を支払う必要**があります）

- エ. 実施状況写真（3枚程度）（催行旅行の実施状況が確認できる写真で返却はいたしません）

(5) 助成金の交付

助成金は、旅行実施報告書を確認後、あわせて提出された助成金請求書に基づき、利用者が受領権限を委任した旅行業者等の金融機関口座へ振り込みます。（**申請者に支払うものではありません**）なお、旅行実施報告書の確認の際、旅行を実施したことが確認できる資料を提出いただく場合があります。

※書類に不備がある場合は受付できません。また、旅行終了後1ヶ月以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日に必要書類の提出が無い場合は、利用承認を取り消し、助成金を交付できませんのでご注意ください。

5 その他

(1) 保険加入

万一、ご利用のバス等で交通事故等が発生した場合、当方は責任を負いません。実施内容に応じた保険に加入されるなどの対策を講じることをお勧めします。

(2) 助成金の支払取消・返還、不正行為

申込書記載のとおり実施されていないことが判明した場合は、助成金の支払を取り消す（支払済の場合は返還を求める）場合があります。

また、不正行為があった場合には、利用団体については、事実が判明した年度と翌年度、都市農村交流バス（全コース）の利用を承認しないほか、バス会社等については、事実が判明した日から2カ年の間、利用団体のバス等借上先として承認しません。